

■市第104号議案 平成25年度横浜市一般会計補正予算(第3号)  
こども青少年局関係部分

平成25年12月10日  
こども青少年・教育委員会資料  
こども青少年局

<単位:千円>

目名	事業名	補正額	国支出金	県支出金	負担金 その他	市債	一般財源
6款2項5目 保育所整備費	小規模保育モデル 整備事業	47,550	0	2,266	0	0	45,284
<p>◇新規事業 「子ども・子育て支援新制度」における小規模保育事業への移行を前提に、「待機児童解消加速化プラン」の中で新たに創設された支援メニューを活用し、低年齢児の保育需要に対応するための整備を実施する。</p> <p>●市有地貸付による整備（事業費:45,000千円、全額一般財源） 認可保育所等の整備量が不足している地域の市有地に、小規模保育事業を行うユニットハウスを整備し、運営法人に貸し付ける。 ・整備か所数:2か所 ・定員:10人以上19人以下 ・開所予定時期:平成26年4月中</p> <p>●改修型整備（事業費:2,550千円、県支出金:2,266千円、一般財源:284千円） 法人が既存物件を借り上げて小規模保育を実施する際に必要な改修費及び賃借料を補助する。 ・整備か所数:1か所 ・定員:10人以上19人以下 ・補助基準額:改修費等補助2千万円、賃借料補助30万円/月 ・補助率:補助基準額の3/4 (改修費補助のうち、25年度執行分(5%)及び賃借料補助8か月分(敷金6か月分含む)を計上) ・開所予定時期:平成26年9月</p>							

目名	事業名	補正額	国支出金	県支出金	負担金 その他	市債	一般財源									
6款2項2目 保育所運営費	保育士宿舎借り上 げ支援事業	10,228	0	3,600	0	0	6,628									
<p>◇新規事業 保育士の人材確保策の一環として、「待機児童解消加速化プラン」で新たに創設された支援メニューを活用するとともに、保育士の子どもを対象とした事業所内保育施設の新たな設置を支援する。</p> <p>●保育士宿舎借り上げ支援事業（事業費:7,290千円、県支出金:3,600千円、一般財源:3,690千円） 保育所等を運営する民間事業者が、保育士の確保や離職防止のため、保育士用の宿舎を借り上げるための必要な経費を補助する。 ・補助の支援対象:当該保育所等に新規(平成25年度以降)採用された者、当該保育所等に採用されてから5年以内の者 ・補助対象:市内で保育所等を設置し、運営している法人 ・補助基準額:1戸あたり月額8万円が上限 ・補助率:補助基準額の3/4</p> <p>●保育士専用事業所内保育事業（事業費:2,938千円、全額一般財源） 保育士宿舎と同じ建物内に保育士の子どもを預かる場を借り、保育所を運営する事業者が事業所内保育を実施するため必要な経費を補助する。 ・補助対象:市内で保育所を設置し、運営している法人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補助基準額(年額)</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備費助成</td> <td>2,000千円</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>運営費助成</td> <td>7,500千円</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>								項目	補助基準額(年額)	補助率	整備費助成	2,000千円	10/10	運営費助成	7,500千円	1/2
項目	補助基準額(年額)	補助率														
整備費助成	2,000千円	10/10														
運営費助成	7,500千円	1/2														

	事業名	補正額	国支出金	県支出金	負担金 その他	市債	一般財源
6款2項3目 幼児教育費	私立幼稚園預かり 保育補助事業	17,001	0	45,257	0	0	△ 28,256
<p>◇幼稚園預かり保育を実施している園に対する事業費助成について、「待機児童解消加速化プラン」で新たに創設された支援メニューを導入して拡充するとともに、市費負担の軽減を図る。</p> <p>●有資格者全員配置のための助成の拡充(有資格者補助加算) 預かり保育従事者が全て有資格者である幼稚園及び認定こども園に対する児童1人あたりの補助単価の増額</p> <p>・拡充内容          &lt;&lt;現在&gt;&gt;          ・本市補助単価(児童1人あたり月額)          通常型:23,800円、平日型:20,000円          &lt;&lt;補正後&gt;&gt;          ・5年以内に認定こども園を目指し、預かり保育従事者がすべて有資格者である長時間預かり保育(1日11時間以上)を実施する施設に対して加算を行う。          (児童1人あたり月額)          通常型は2,700円、平日型は2,100円を加算</p> <p>●安心こども基金補助の導入による財源更正          5年以内に認定こども園への移行を目指し、長時間保育を全て有資格者の保育従事者で行う幼稚園を対象とした補助制度が、国において創設されたことに伴い、本市が独自に実施してきた幼稚園預かり保育事業に当該補助金を導入する(66園)。</p>							

目名	事業名	補正額	国支出金	県支出金	負担金 その他	市債	一般財源
6款2項2目 保育所運営費	横浜保育室助成 事業	23,400	0	131,299	0	0	△ 107,899
<p>◇「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けて、横浜保育室から認可保育所等への移行を進めるための事業費助成を拡充するとともに、「待機児童解消加速化プラン」で新たに創設された支援メニューを導入することで、市費負担の軽減を図る。</p> <p>●認可保育所等移行促進のための助成拡充          横浜保育室から認可保育所等への移行を促進することを目的として、保育士を安定的に雇用し、保育士の配置基準を確保するため、横浜保育室に対する運営費の加算を拡充</p> <p>・拡充内容          &lt;&lt;現在&gt;&gt;          ・基本助成費 0～2 歳定員規模別に助成(児童1人あたり月額平均80,600円)          ・国の保育士配置基準を満たす場合、児童1人あたり月額4,700円を加算          &lt;&lt;補正後&gt;&gt;          5年以内に認可保育所等を目指して移行計画を策定する横浜保育室に対して、保育士の配置に応じて2段階の加算を行う。          ・第1段階          国の保育士配置基準を満たす施設に対しては、児童1人あたり月額7,800円を加算          ・第2段階          本市の認可保育所の保育士配置基準を満たす施設に対し、児童1人あたり月額21,000円を加算</p> <p>●安心こども基金補助の導入による財源更正          5年以内の認可保育所等への移行を目指す認可外保育施設への補助制度が、国において創設されたことに伴い、当該要件を満たす横浜保育室に対する助成事業について、補助金を導入する(60園)。          (補助対象施設の条件)          ・認可保育所等への移行に向けた「移行計画書」を策定すること          ・5年以内に国の保育士配置基準及び設備基準を満たす見込みがあること</p>							

合 計	補正額	国支出金	県支出金	負担金 その他	市債	一般財源
	98,179	0	182,422	0	0	△ 84,243